

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 藤 田 仁 印

令和 2 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 2 年 11 月 13 日付松監第 45 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 地域学習振興課	所管課等長氏名 池 田 浩 樹
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
（２）公民館 ・ A E D の管理について A E D の管理について、宮前公民館で、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが本体等に取り付けられていない状況が見受けられた。 また、清水公民館、番町公民館及び潮見公民館では、表示ラベルが本体等に取り付けられていないことに加えて、日常点検の記録がされていない状況が見受けられた。 所管施設において設置・管理している A E D の適切な管理の徹底を図られたい。 [宮前公民館、清水公民館、番町公民館、潮見公民館] むすび A E D の適正管理について A E D は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。 A E D の管理については、「自動体外式除細動器（A E D）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成 21 年 4 月 16 日付け医政発第 0416001 号・薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）」（以下「通知」という。）において A E D の適切な管理等のため設置者等が行うべき事項が示されているところであるが、交換時期が過ぎた電極パッドを A E D 本体に接続している状況や、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが取り付けられていない状況、日常点検の記録がされていない状況等が見受けられた。	（２）公民館 ・ A E D の管理について 消耗品の交換時期等が本体等に取り付けられていないことについては、早速、電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載する表示ラベルに次の交換時期等を記載した上で、A E D 本体等に取り付けました。 また、日常点検の記録については、A E D 本体のインジケータのランプの色や表示により、A E D が正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録するようにいたしました。 上記 2 点について全 41 公民館に現場確認を行い、適切に管理していることを確認しました。 今後は、適正な管理等を徹底するよう努めます。

救命救急でA E Dが使用される際に、管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためにも、通知等に基づき、適切な管理の徹底を図られたい。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁 印

令和 2 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 2 年 11 月 13 日付松監第 45 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 保健福祉部 保育・幼稚園課	所管課等長氏名 川 崎 俊 彦
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
(3) 保育所 ・ AED の管理について AED の管理について、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが本体等に取り付けられていない状況が見受けられた。 所管施設において設置・管理している AED の適切な管理の徹底を図られたい。 [久米保育園] むすび AED の適正管理について AED は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。 AED の管理については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成 21 年 4 月 16 日付け医政発第 0416001 号・薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）」（以下「通知」という。）において AED の適切な管理等のため設置者等が行うべき事項が示されているところであるが、交換時期が過ぎた電極パッドを AED 本体に接続している状況や、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが取り付けられていない状況、日常点検の記録がされていない状況等が見受けられた。 救命救急で AED が使用される際に、管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためにも、通知等に基づき、適切な管理の徹底を図られたい。	(3) 保育所 ・ AED の管理について 指摘の内容を踏まえて、久米保育園では、消耗品等の交換時期を記載したタグを収納ケースの外側に取り付け、記載内容が外部から容易に確認できるよう改善を行いました。 また、他の保育所等に設置しているすべての AED についても点検確認し、直ちに上記と同様の改善を図りました。 更に、12 月 16 日付にて設置施設すべてに対し、AED の適正管理についての注意喚起等の通知を行いました。 今後は、例年実施している AED の設置状況調査の際に、これまで以上に AED の適切な管理の必要性・重要性を周知徹底し、また、園訪問時には適切な AED の管理がなされているか確認を行うことで、より適正な管理に努めます。

様式第 1 号（第 3 条関係）

2 松（地 経）第 2039 号

令 和 3 年 1 月 13 日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和 2 年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年1月8日付松監第50号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課 産業経済部 地域経済課	所管課長氏名 佐伯 文男
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
まつやま働き方改革推進会議負担金 ・前金払の報告について この事業の負担金は実施前に支出し前金払扱いとなるため、用件終了後、松山市財務会計規則第 80 条第 2 項に基づき会計管理者に報告することとなっているが、報告されていない状況が見受けられた。前金払をしたときは規則に基づき報告されたい。	まつやま働き方改革推進会議負担金 ・前金払の報告について ご指摘いただいたあと、直ちに松山市財務会計規則第 80 条第 2 項に基づき、会計管理者へ報告しました。 今後は、松山市財務会計規則に基づいた適正な事務処理を行います。

様式第 1 号（第 3 条関係）

2 松（文化）第 2 0 1 号
令和 3 年 3 月 5 日

（宛先）松山市監査委員様

松山市長 野志 克仁

令和 2 年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和 3 年 1 月 8 日付松監第 50 号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課	所管課長氏名 石橋 美幸
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
松山市北条ふるさと館 ・管理業務の再委託について 指定管理者の管理業務については、基本協定書第 8 条により、事前に松山市の承諾を受けた場合には、一部を第三者に委託することができるものと規定されているが、承諾を受けずに再委託している状況が見受けられた。 担当課においては、再委託する場合は事前に承諾を受けるよう指導されたい。	松山市北条ふるさと館 ・管理業務の再委託について 指定管理者の管理業務について、指定管理者に指導のうえ、基本協定書第 8 条に基づき再委託の承諾を行った。 また、再発防止のため、年度初めに再委託承諾願いの提出があったことを必ず確認するように改善した。 今後は、関係法令等に従い適正な事務処理に努める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

2松（教支援）第184号

令和 3 年 3 月 8 日

（宛先）松山市監査委員

松山市教育長 藤田 仁

令和 2 年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年1月8日付松監第50号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 教育支援センター事務所	所管課長氏名 安井 晋
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
松山市青少年センター ①寄附物品の適正な受入について 指定管理者が管理業務の経費により取得した備品については、基本協定書第 23 条第 2 項により松山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ寄附するものとして当該備品に係る一覧表は提出されているものの、指定管理者制度運用マニュアルにより寄附に際して必要とされる寄附採納願の提出がされていなかった。また、松山市財務会計規則第 357 条に定める寄附物品受入調書による会計管理者への合議もされていなかった。 担当課においては、各種規程に基づき適正な手続きを行われたい。 ②備品の適正な貸付けについて 基本協定書第 22 条第 1 項により、教育委員会が指定管理者へ貸し付けるものとして別表 2 に定めた備品について、担当課が備える備品台帳になく一致していない状況が見受けられた。これは、基本協定書締結以前に教育委員会が廃棄処分を行っていた備品を誤って別表 2 に記載していたためであった。 また、基本協定書第 23 条第 2 項による寄附物品について、その後指定管理者へ貸付けされているが、指定管理者制度運用マニュアルにより必要とされる指定管理者からの借用願の提出がなく、担当課による財務会計システム上での処理もされていない状	松山市青少年センター ① 寄附物品の適正な受入について 指定管理者からの寄附物品については、速やかに寄附採納願の提出及び、寄附物品受入調書による会計管理者への合議を行いました。 今後は、各種規定に基づき適正な手続きに努めます。 ② 備品の適正な貸付けについて 指定管理者に貸し付ける備品として基本協定書別表 2（備品リスト）に、すでに廃棄処分を行った備品を誤って記載していたことについて、基本協定書の変更を行い、基本協定書別表 2（備品リスト）の修正を行いました。 また、寄附物品について、財務会計システムの登録処理を行い、借用願を指定管理者から提出させるとともに、上記と合わせ、基本協定書別表 2（備品リスト）の変更を行いました。 今後は、同様の事例が発生しないよう、適切な事務処理に努めます。 ③管理業務仕様書に基づく受益者負担金の取扱いについて 一部の事業で、受益者負担金の徴収事務が、管理業務仕様書と異なる取り扱いとなっていたことについて、令和元年度受益者負担金の松山市への納入については、受益者負担に伴う対象経費を指定管理料に含ん

況が見受けられた。 備品の貸付けにあたり適正な手続きを行うとともに、基本協定書第 23 条第 3 項によるたな卸し作業を適切に行い、異動が発生したものについてはその後速やかに別表 2 の変更を行われたい。 ③管理業務仕様書に基づく受益者負担金の取扱いについて 基本協定書第 5 条第 3 項により遵守すべきとされる管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）において、事業に関する受益者負担金は松山市の歳入とすることと定められているが、一部の事業で受益者負担金が指定管理者の収入とされている状況が見受けられたため、仕様書に基づき松山市へ納入されたい。 また、今後、受益者負担金を徴収するにあたっては、私人の公金取扱いの制限を受ける歳入であることから、担当課において徴収事務を行われたい。	でならず、指定管理者の事業実施に伴う収入として重複していないことから、今回指定管理者から納入を求めないこととしました。 なお、令和 2 年度については、仕様書に規定された他の事業で実施方法の変更等があったことから、指定管理料の事業費内での調整を行った上で、市の歳入として処理を行いました。 また、令和 3 年度については、必要経費として指定管理料に計上しています。 今後は、協定に基づく管理業務仕様書に従い、適正な事務処理に努めます。
--	---

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年1月21日付松監第52号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 道後温泉事務所	所管課等長氏名 山 内 充
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (1) 浴場使用料 ・浴場使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 道後温泉本館の浴場使用料については、道後温泉本館管理業務委託契約書で浴場使用料の徴収が委託業務内容として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。 (5) 売店売上金 ・売店売上金徴収を私人に委託する場合の告示について 道後温泉本館の売店売上金については、道後温泉本館管理業務委託契約書で売店売上金の徴収が委託業務内容として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。	1 収入事務について (1) 浴場使用料 ・浴場使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 浴場使用料徴収を私人に委託する場合の告示については、直ちに処理を行い、令和 2 年 12 月 7 日付で告示を行った。 今後は、関係法令等に従い適正な事務処理に努める。 (5) 売店売上金 ・売店売上金徴収を私人に委託する場合の告示について 売店売上金徴収を私人に委託する場合の告示については、直ちに処理を行い、令和 2 年 12 月 7 日付で告示を行った。 今後は、関係法令等に従い適正な事務処理に努める。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年1月21日付松監第52号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 観光・国際交流課	所管課等長氏名 中 矢 光 一
措置の状況 ■措置を講じた □措置を講じる予定 □措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (2) 渡船使用料 ・渡船使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 鹿島公園の渡船使用料は、鹿島公園渡船施設及び北条鹿島博物展示館管理業務委託仕様書で渡船使用料の徴収が委託業務内容として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。 (3) 渡船駐車場使用料 ・渡船駐車場使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 鹿島公園の渡船駐車場使用料は、鹿島公園渡船施設及び北条鹿島博物展示館管理業務委託仕様書で渡船駐車場使用料の徴収が委託業務内容として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。	1 収入事務について (2) 渡船使用料 ・渡船使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 渡船使用料徴収を私人に委託する場合の告示については、直ちに処理を行い、令和 2 年 12 月 3 日付で告示を行った。 今後は、関係法令等に基づいた適正な事務処理に努める。 (3) 渡船駐車場使用料 ・渡船駐車場使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 渡船駐車場使用料徴収を私人に委託する場合の告示については、直ちに処理を行い、令和 2 年 12 月 3 日付で告示を行った。 今後は、関係法令等に基づいた適正な事務処理に努める。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年1月21日付松監第52号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 市場管理課	所管課等長氏名 乗 松 洋一郎
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (6) 青果部雑入 ・ 雑入の徴収誤りについて 青果部雑入のうち、古紙類売却業務収入について、報告書により算出した調定額と異なる金額で相手方に請求され、過少徴収となっているものが見受けられた。 今後は、請求時に金額の確認を行うとともに同様の誤りを防止する対策を図り、適正な事務処理に努められたい。	1 収入事務について (6) 青果部雑入 ・ 雑入の徴収誤りについて 今回指摘のあった古紙類売却業務収入のうち、過少徴収となっていたものについては、相手方に差額分を請求し、収入済となっている。 今後は、書類作成時及び請求時に複数人で確認を行うとともに、毎月の収入状況の管理を徹底するなど、より一層確認体制を強化し、適正な事務処理に努める。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

環境部 環境指導課

指 摘 事 項	措 置 状 況
(指摘5) 不当な指名業者の選定条件による絞り込み 上述(i)のとおり、指名業者の選定の条件の一つに「松山市環境指導課がこれまでに行った「各種調査業務委託」の入札に参加したことがあること」とあり、指名業者数が 21 者から6者に絞られていた。 この条件は最終的な選定業者数を 5 者に絞り事務効率を上げるために実施したものと推察されるが、結果的に同課との取引実績がある業者のみが入札に参加することになるため、固定化された業者のみで入札が実施されることによる競争性の阻害が問題視されるのみならず、候補業者と役所の癒着を誘発する恐れのある極めて恣意的な入札参加業者の操作であると言われても不思議ではない不当行為である。 また、「総合審査数値が 90 点以上であること」という指名業者の選定の条件により、指名業者数が 45 者から 21 者に絞られていたが、松山市では総合審査数値が 90 点以上となるかそれ以下となるかによって明確な業者区分をするルールは存在しない。松山市における入札参加業者の格付けに関しては、「清掃、警備等の委託業務に係る競争入札参加者の等級格付基準」が存在し、業者を点数や等級で区別するのであれば、「委託契約事務の手引き(書類作成要領)」P6 に定めるとおり、等級「A」にあたるかどうかによって業者を選別すべきである。このことから総合審査数値によって指名業者を絞る行為は業者選定のルールを逸脱したものであり、事務的な効率を優先した恣意的で不当な業者選定である。 このように、事務効率を最優先にした不当な業者選定を行えば本来入札参加資格がある業者が参加できない入札となり、公平性と経済性が著しく損なわれる。松山市はこのような不当な行為による業者選定をしているとの疑いをもたれないように、指名業者の選定にあたっては恣意的な選定条件を排除して公正かつ透明性を確保し、本来入札参加資格がある業者に対して公平に参加の機会が与えられるように配慮すべきである。	令和 2 年度自動車騒音常時監視における騒音発生強度等調査業務委託において、以下のとおり業者選定を見直しました。 ・入札参加実績や総合審査数値を用いる選定条件を廃止しました。 ・「委託契約事務の手引き」に定めるとおり、等級「A」にあたる業者から選別する方法に変更しました。